



平成27年8月27日

各 位

会 社 名 東京急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 野本 弘文
(コード番号 9005 東証第1部)
問合せ先 財務戦略室 主計部
主計課長 小田 克
(TEL 03-3477-6168)

「従業員持株E S O P信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上と福利厚生
の拡充を目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」
といいます。）の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時
期、期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

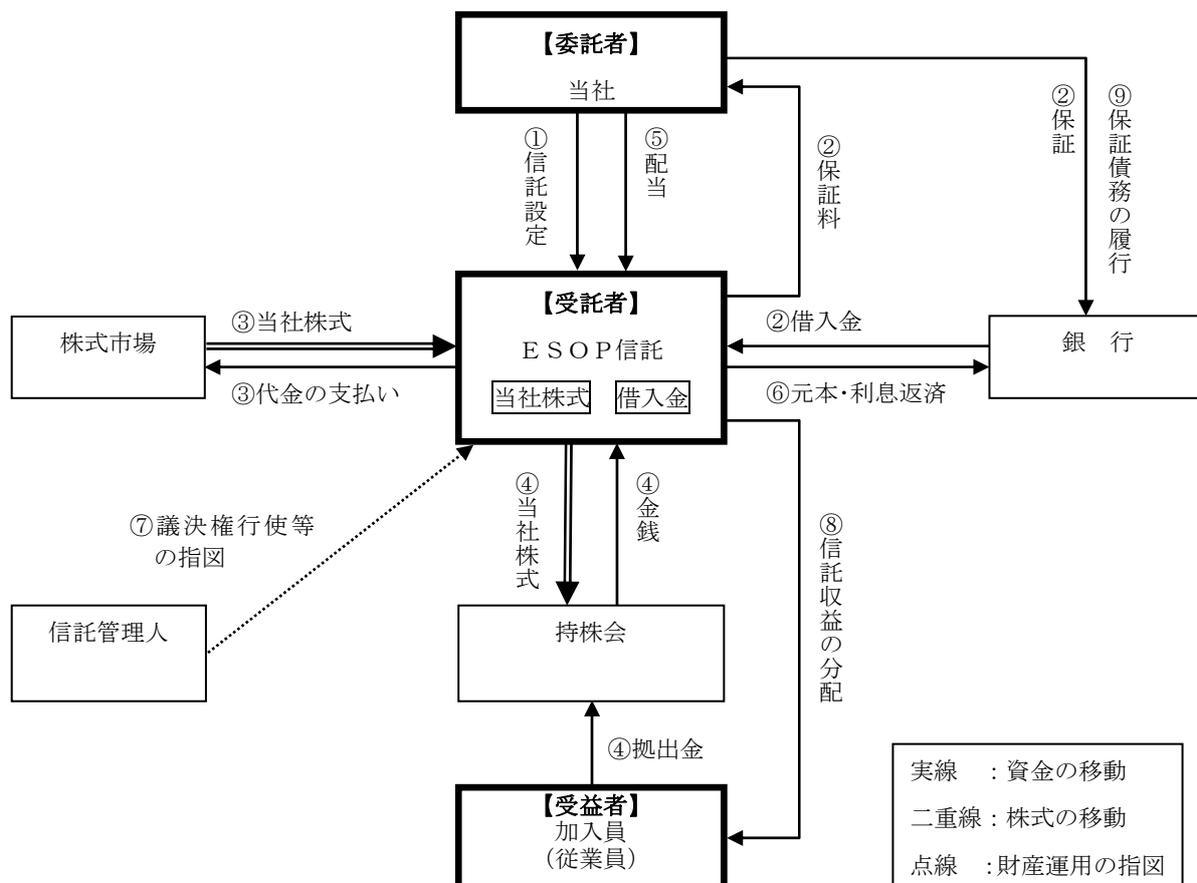
当社及び連結子会社従業員に対して当社の株価上昇へのインセンティブを付与し、当社の業績
や株式価値向上を目指した業務遂行を促進することにより中長期的な企業価値の向上を図るとと
もに、福利厚生制度をより一層充実させることを目的に、E S O P信託を導入するものでありま
す。

2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員
持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した
従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものを
いいます。

当社が「東急グループ従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一
定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後一定期間にわたり持株会が
取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託
は当社株式を毎月一定日に持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益があ
る場合には、受益者たる従業員の拋出割合等に応じて金銭が分配されます。株価の下落により売
却損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社
が銀行に対して一括して返済するため、従業員の追加負担はありません。

3. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P 信託を設定いたします。
- ② E S O P 信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がE S O P 信託の借入について保証を行い、E S O P 信託は当社に保証料を支払います。
- ③ E S O P 信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得いたします。
- ④ E S O P 信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で持株会に譲渡いたします。
- ⑤ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
- ⑥ E S O P 信託は持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。
- ⑦ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
- ⑧ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の抛出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
- ⑨ 信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して返済いたします。

※ 持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

4. 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年9月1日 |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年9月1日～平成32年11月25日（予定） |
| ⑨ 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 取得株式の総額 | 5,200百万円 |
| ⑫ 株式の取得期間 | 平成27年9月7日～平成27年10月15日（予定）
（平成27年9月24日～平成27年9月30日を除く。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

以 上